

保育所の新規入所申込について

令和5年4月からお子様の保育所への入所を希望する保護者の方に申込書を配布します。

【配付期間】

令和4年10月12日(水)～31日(月) 午前8時30分～午後5時
※土日を除く

【配付場所】

南部町役場子育て支援課（分庁舎1階） ☎64-4830

【入所説明会】

富河保育所：11月17日(木) 午後1時30分 改善センター2階 視聴覚室
栄保育所：11月18日(金) 午後1時30分 栄保育所 遊戯室
※町立保育所以外に入所を希望する方は、直接その施設にお問合せ願います。

【提出期限日】

令和4年11月30日(水) 南部町役場子育て支援課まで ※入所説明会でも受付可

【対象者】

- ・南部町に住所がある就学前の児童
- ・下記の条件を満たし、保育の必要性が認められる場合

【保育の必要性の基準】

保育所に入所できる児童は、その保護者が次のいずれかに該当する場合は、

- ・就労している場合
- ・求職活動をしている場合
- ・妊娠中や出産後間もない場合
- ・病気や怪我、心身に障害がある場合
- ・家族を常に介護・看護する必要がある場合
- ・地震や火災などの災害復旧に当たっている場合
- ・就学をしている場合
- ・虐待やDVの恐れがある場合
- ・育児休暇取得中で既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合
- ・その他、町長が認める場合



【保育料について】

3歳以上児（令和2年4月1日以前に生まれた子）は保育料無償（給食費は有償）

3歳未満児は保育料無償化（※）の対象ではありませんが、本町独自の子育て支援策『就園児童支援金』により支払い済みの保育料の3割が助成されます。

※保護者の所得や第2子等の条件により、保育料が免除になる場合があります。